

四日市市告示第 460 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 5 年 7 月 12 日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

中部電力パワーグリッド(株)変電所建設予定地他における土壤汚染について

2 発表内容

令和 5 年 7 月 11 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、中部電力パワーグリッド株式会社（名古屋市中区東新町 1 番地 代表取締役社長執行役員 清水隆一）から、変電所建設予定地（四日市市垂坂町地内）及び送電線埋設予定地付近（四日市市伊坂町、中村町、平津町、萱生町地内）において、「砒素及びその化合物」による土壤汚染を発見した旨の届出がありました。

同社が変電所建設工事等に先立ち、自主的に土壤調査を実施したところ、別紙 1 の土地において「砒素及びその化合物」が土壤溶出量基準を超過しました。なお、当該事業者において「砒素及びその化合物」の取扱をしていた履歴はないことから、汚染原因は不明です。

基準を超過した有害物質及び検出された濃度は次のとおりです。

< 土壤調査結果（溶出量） >

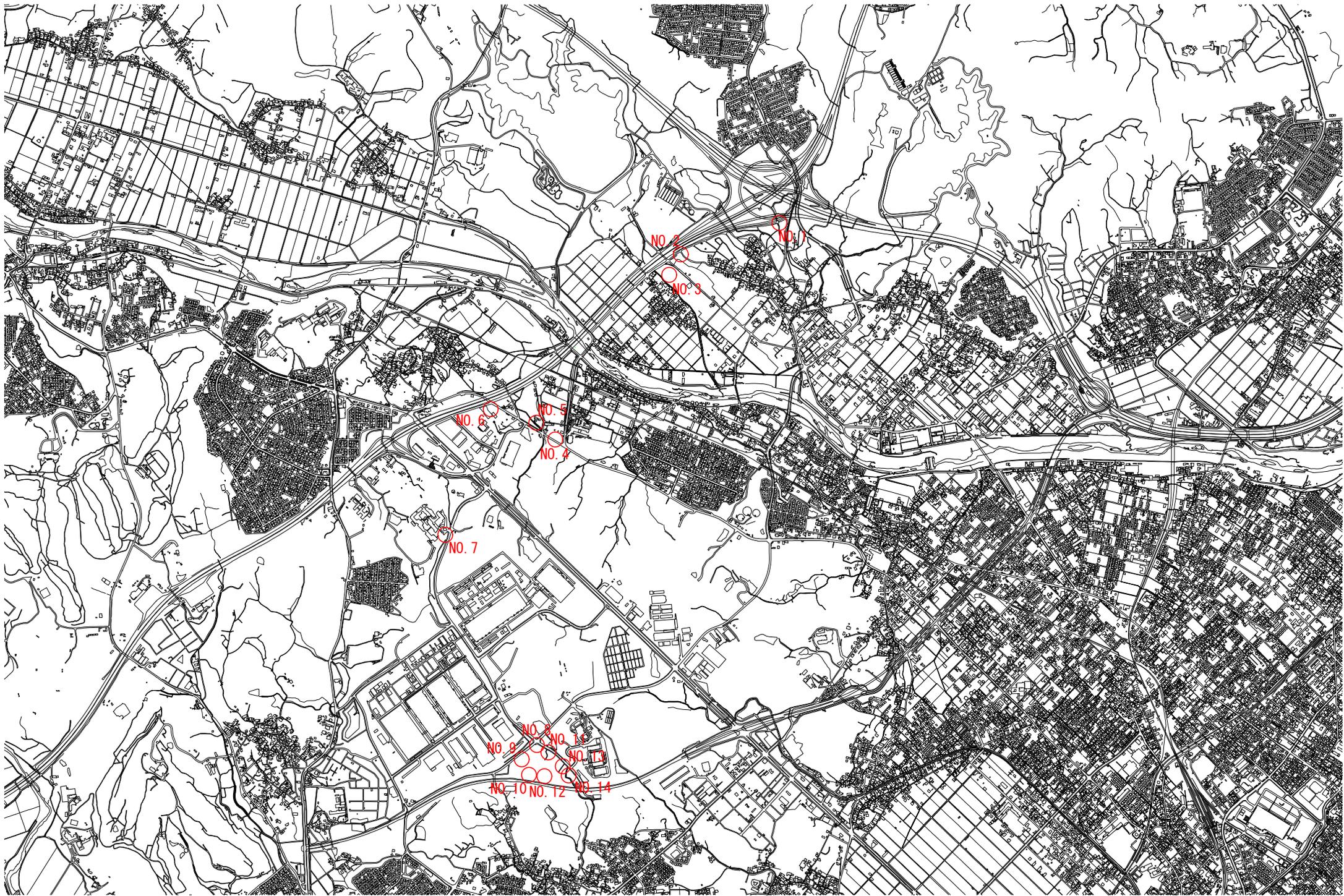
物質名	最大検出濃度 (土壤溶出量基準の倍数)	土壤溶出量基準
砒素及びその化合物	0.031mg/L (3.1倍)	0.01mg/L

※詳細は別紙 2 のとおり。

3 対応方針

- (1) 7 月 13 日に現地確認を行います。
- (2) 汚染が確認された地点の下流側（概ね 250 m の範囲）における飲用井戸の有無を調査します。

(環境部環境政策課)



土壌調査地点および土壌調査結果

No. (位置図参照)	基準値を超過した特定有害物質		
	種類	土壌溶出量	
		基準値	分析結果
1	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.016mg/l [※]
2	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.023mg/l
	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.016mg/l [※]
3	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.024mg/l
4	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.031mg/l
	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.016mg/l [※]
5	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.016mg/l [※]
6	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.011mg/l
7	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.016mg/l [※]
8	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.016mg/l [※]
9	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.019mg/l
	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.016mg/l [※]
10	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.016mg/l [※]
11	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.016mg/l [※]
12	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.016mg/l [※]
13	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.016mg/l [※]
14	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.016mg/l [※]

※複数地点の土壌を混合した検体の分析結果